

第四百回 参議院大蔵委員会會議録第十号

(二七二)

昭和六十一年四月二十四日(木曜日)
午後零時十二分開会

委員の異動

四月二十三日

辞任 梶原 敬義君

補欠選任 竹田 四郎君

四月二十四日

辞任 福岡日出磨君

補欠選任 杉元 恒雄君

赤桐 操君

菅野 久光君

鈴木 和美君

上野 雄文君

竹田 四郎君

安永 英雄君

桑名 義治君

太田 淳夫君

出席者は左のとおり。

委員長

山本 富雄君

理事

大河原太一郎君

委員

藤野 賢二君

矢野俊比古君

村沢 牧君

多田 省吾君

伊江 朝雄君

岩動 道行君

堀木 又三君

河本嘉久蔵君

杉元 恒雄君

中村 太郎君

藤井 孝男君

藤井 裕久君

宮島 渥君

吉川 博君

上野 雄文君

國務大臣

大蔵大臣

竹下 登君

政府委員

宮内庁次長

山本 悟君

皇室経済主管

勝山 亮君

大蔵政務次官

梶原 清君

大蔵大臣官房総務審議官

北村 恭二君

大蔵大臣官房審議官

大山 綱明君

大蔵大臣官房審議官

亀井 敬之君

大蔵省主計局次長

小粥 正巳君

大蔵省主計局次長

角谷 正彦君

大蔵省理財局長

窪田 弘君

大蔵省国際金融局長

橋本 貞夫君

国税庁間税部長

村本 久夫君

事務局側

常任委員会専門員

河内 裕君

説明員

大蔵省造幣局東京支局長

太田 幸雄君

本日の會議に付した案件

○天皇陛下御在位六十年記念のための十万円及び一萬円の臨時補助貨幣の發行に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(山本富雄君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

天皇陛下御在位六十年記念のための十万円及び一萬円の臨時補助貨幣の發行に関する法律案を議題といたします。

本案の趣旨説明は、昨日聴取いたしておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○鈴木和美君 私は最初に、事務的なことでございますが、事務当局に伺っておきたいと思っております。

今回、天皇陛下御在位六十年を記念いたしまして臨時補助貨幣を発行することになりましたが、その品位、形式などについてはどういふものをお答えいただけるか、事務的に簡単に結構ですからお答えいただきたいと思います。

○政府委員(窪田弘君) これはこの法律をお通しただいてから政令で決める予定でございますが、品位は、十万円につきましては純金、一萬円の金貨につきましては純銀ということになって、十萬円の金貨につきましては量は二十グラム、銀につきましては三十グラムということとそれぞれ製造をいたしたいと考えております。

○鈴木和美君 もう一つは、資料を見せていただきますと一兆二千二百五十億という金額でございますが、この三種の記念貨幣発行による財政収入を幾らと見込んでおられるのか、種類別に教えていただきたいと思います。

○政府委員(角谷正彦君) 造幣局の補助貨幣回収準備資金からの一般会計繰り入れというのは、い

ろんなものがありますので、総額四千三百九十九億でございますが、その中から金貨分だけを抜き出すということは、製造経費をどう割り掛けるかとかいろんな技術的な問題がありますので若干困難な面がありますが、仮に一定の前提を置いて計算いたしますと、今申し上げた額面発行総額は全体で一兆一千二百五十億でございます。この中から製造経費、原材料費等を引き、それから補助貨幣回収準備資金の積立所要額の一分を控除することといたしますと、全体で約三千七百億でございます。

この種類別でございますけれども、金貨にかかると約二千七百億、それから銀貨にかかると約八百億、それから白銅貨にかかると約二百億であるかと一応推定されるわけでございます。

○鈴木和美君 ちょっと口は悪いんですが、補助貨幣を発行することによって、従来の補助貨幣の發行の経緯と若干今回は違ひまして、つまり天皇御在位六十年というものを利用して、財政事情の逼迫を金貨を発行することによって国が金もうけをするというふうな商売に徹した、こういうふうな理解してよろしゅうございませうか。

○政府委員(窪田弘君) 実は、天皇陛下御在位五十年のときにも、当時百円が最高でございましたが記念貨を出させていただきました。今回六十年につきましては、かなり前から金貨のような立派なものをつくるべきではないかという御意見がございまして、私も金の調達その他なかなか大変でございますのでためらっていたわけでございます。しかし、金の価格がこのところ安定している等の事情を見まして金貨に踏み切らせていただいたわけでございますが、これを大蔵省の中で議論いたしましたときに、やはり大蔵省内や保守的な面がございまして、天皇陛下を種にして余り

財政収入を上げてはいかぬという声がございまして、そこはしかし結果としてある程度の収入をいただけのことならばまあお許しいただけるのではないかと、先ほど主計局の次長から御答弁申し上げた程度の税外収入を見込ませていただいております。あくまでもこれは記念というものが先行してございまして、財政収入はその結果であるというふうにご覧願ひをいたします。

○鈴木和美君 結果であるということだと、大体四世帯に金貨は一枚ぐらいの計算になります。ようか、そういう算出根拠と、結果として三千七百億円もうかるということとは、一番最初の計画のときのつまり算出根拠というものはどういう点から算出されたか。

○政府委員(蓮田弘君) 大体記念貨はこのところ七千万枚出させていただいております。それは大体一世帯に二枚ぐらいの計算で当時始まったのではないかと、今度も全体七千万枚といまして、そのうち金銀のような手間のかかるものを何枚にするかということが問題でございまして、造幣局の製造能力、この法律をとおしていただいております。十一月初頭に配布するまでに何枚できるか最大限見込みますとともに、金をかなり必要とするわけでございまして、一千万枚で二百トンという日本の一年の輸入量に匹敵する量になつてしまふものでございまして、その両面から考えまして恐らく一千万枚が限度ではなからうか。それに準じて銀貨も一千万枚、白銅貨も五千万枚、こういうことで、いわば製造能力から逆算をいたしまして決めさせていただいたわけでございまして。

○鈴木和美君 私の意見は後ほど大臣がおいでになつてから申し上げますが、もう一つ聞いておきたいことは、事務当局から結構ですから、今回御在位六十年を記念して臨時貨幣を発行しようという発想に立った目的ですね、それはどういふところに目的があつたのか、改めて聞かせていただきたい。

○政府委員(蓮田弘君) これは先ほどもちよつと申し上げましたが、かなり早い時期からこの天皇陛下の六十年御在位を記念して金貨のような立派な貨幣をつくるべきではないかという声がいろいろ方々からございまして。実は私昨年六月に現職に着任をさせていただきまして、そのときに一つの引き継ぎ事項になつていたのでございまして。

したがしまして、そういういろいろな意見の盛り上がり、それから造幣局にもかねがね、金貨の製造は昭和七年でございましておやりましてその後やっておりますが、やはり造幣局といましてしてそういうものもいつかはやってみたいという念願がございまして。また、五十八年度に造幣特会、補助貨幣回収準備金を取り崩しまして一般会計に入れていただく法律を御審議をお願いいたしましたときに、この参議院でも、もつと貨幣の多様化を考えるべきではないかというふうな御意見もかねがねございまして、私もひとつも宿題になつていたものでございまして、今回の天皇陛下の御在位六十年という御慶事を契機にそういう記念貨に踏み切らせていただいたという経緯でございまして。

○鈴木和美君 大臣、突如として恐縮でございまして、先ほど発想や経過や目的などについて伺いたした。しかし私は一つだけ納得がいかないのは、何でメダルみたいなものでやることはできなかったのか。金貨でなくとも、お祝いをするということがメダルだつて一つの方法ですね。

もう一つは、天皇陛下の御在位というものを利用して国は三千七億円の商売をするというふうな、つまり利用した形というものはどうも私は納得がいかないんです。

それからもう一つは、私はここで今天皇制の問題を議論しようという気持ちにはございませぬけれども、最近、中曽根内閣になつてから、先般全斗煥大統領が来てから大変天皇制という問題が表に出るようになってきました。この前のとき

には、経済摩擦とかハイテクとかそういうことよりも、全斗煥が来たときには天皇のお言葉ということが大変議論になつていたと思うんですね。それだけ政治色を帯びてきているような今日だと思ふんです。私が非常に心配していることは、いろいろな意味で天皇制というものが利用されちゃつて変な方向に発展をするということは大変私は心配をして居るんです。

竹下大臣、今テレビでも大変お忙しいと思いますが、中曽根さんのやつているのを見ると、私は天皇制のはらんで一番危険なものは何かというところを考えると、天皇制というものを自分たちの利益のためとか、または自分たちがやりたいと思つてやることのためにその手段として利用するということ、かつての非常に苦い経験を私は持つてきていると思うんです。ですから、今回の方向をとるといふことについてのねらいは何なのかといふことについて、私はやっぱり懸念を持つて居る一人でありまして。

したがって、ここは大蔵大臣から率直な見解をまず伺つておきたいと思ひます。

○國務大臣(竹下登君) まず、記念して臨時補助貨幣を発行する、こういうことに踏み切りましたのは、五十一年度の御在位五十年の際にも記念百円白銅貨を発行した、今度は六十年で、しかも最長期間ということになりますし、また最年長といひますか、そういうことだから極めて素朴にこの問題を扱うべきであらうという考え方に立つたわけでございまして。しかし、やっぱり各界の識者、これは学識経験者というのがあるわけで、私はあえて識者と呼びておりましたが、識者の方にも集まつていただきましたら、みんなこれは非常に素直なことではないかといふことでございまして、発行に踏み切つたわけでございまして。

ただ、御指摘なさいましたように、いわゆる記念貨幣発行における財政収入というのには確かにあるわけでございまして。これに対しては、私にもいふ方々が、いわば天皇のお祝いを利用してと申しますか、財源対策を考えるのは昔なら不敬じゃ

ないかというようなことまで言つてくれた人がおりました。しかし、それは結果としてそうなるのであつて、私は率直に言つて、これが発行されることによつてインフレが助長されるとかいろいろなことにもなるから、結果としてそうなることだからこれは素直に受けとめてもらおうではないか、こういう考え方になつたわけでございまして。

ただ、天皇陛下を政治の場に利用するというようなことは、これはやっぱり象徴天皇でございまして、その点については、絶えず象徴天皇たるの位置というものを念頭に置いていつも氣をつけていなきやならぬ問題だといふふうに思つております。

○鈴木和美君 大臣もお忙しいでしょうから、もう一つだけお聞きしまして、あとどうぞ、昼飯も食わなかりかぬでしょうから。

大臣、私が非常に心配していることは、何と言つても中曽根さんになつてからこういう問題といふものが方々で、靖国神社から始まつて起きてゐるわけですよ。ですから、どんなに答弁されようとも、そういう懸念といふものを払拭するといふことが私はできないんです、はっきり言つて。そういう意味で、先ほど大臣もテレビでお忙しいでしょうが、先ほどはそこを言つたんですが、竹下内閣総理大臣ができるのかどうか知りませんが、けれども、とにかく私は、今のお言葉じゃありませんけれども、天皇をこういう問題に利用するといふことについてはやっぱり毅然たる態度を、自分の見解を私はもう一回述べてほしいと思ふんです。

それからもう一つは、確かに素直なお祝いだと言つても、三千七億を、結果としてという言葉を使つています。また別な表現で言うと、貿易黒字の問題、二十五億ドルこれで解消するからいいじゃないかといふようなお話もある。円を強くするんだからいいじゃないかといふようなお話もあります。そういうことを聞けば聞けば発想が非常に嫌

らしいというように私は感じ取っているんですが、この二つについて大臣の見解をしかと聞いておきたいと思うんです。

○国務大臣(竹下登君) 象徴天皇という位置づけはあくまでも一人一人の国民、なかなか政治の衝にありまうとていつでも念頭に置いて、これが政治活動の中でいやくも活用するとか利用するとかという考えは持つべきものでないと思っております。

それから、結果としてお答えをいたしました、確かにそのとおりでございます。まだ全量輸入するとかそういうことを決めたわけではございませんが、単純計算をしてみてもおよそ二十数億ドルの問題になるかと思ひます。がしかし、それは結果としてそういう議論は出てまいります、あくまでもこれは本当に、そういう発想がどこから出たかということになりますと、何かそこはかとなく出るべきところから出たという感じがいたしております。

識者の方にお集まりいただいたときも、私も本当は最初識者といつてもどういう人を選んでいいかと思つて、やつぱり法律の専門家の人にも入つてもらひましたし、労働界からも入つてもらひました、美術界からも入つてもらひました、お話を私も静かに自分の意見も申さないで承つておりましたが、極めてそのときも自然にそういうことにしたらいいかいということ、どここの発想かということも、実は何となく、目に見えるものではございませんが、そこはかとなくそうしたものが浮かび上がってきたというふうな印象でおります。

○鈴木和美君 大変恐縮ですが、前後おかしくありませんけれども、大臣にもう一つだけちょっとお願いしたいんです。

最近、東京の造幣局の移転問題というのが非常に出ておりましたが、大臣も衆議院でお答えをされたようでございますが、昭和四十四年からこの問題は起きていますね。それで最近では自民党の原先生あるいは中村先生などが積極的

にそのお話を進められていようでございますが、私は、現在の東京の造幣局の立地条件やそれから地域に及ぼしている影響とか、それから、仮にあそこを緑地にしようと言つてみたつて、今民生活の動きが出ていようときに、サンシャインじゃないんです、変なことになつてもいいかぬなというふうなことを感じておりました、現存のあそこをやつぱり東京の造幣局というのは置いておくべきというふうに私は思ひます。

そこで、大臣がお答えになつておられることは、まあ移転をするというふうな環境にはまだなつていないというふうなお答えなのでございますが、造幣局のこれからの展望なども私は質問したいと思つておるものですから、東京の造幣局の移転問題に關する大臣の見解をここでひとつ伺つておきたいと思ひます。

○国務大臣(竹下登君) 東京の地元区民の皆さん方が可能な限り緑が欲しいとか避難場所が欲しいとか、これは素朴な問題として私もその気持ち自身を否定しようとは全く思つておりませんが、あの東京支局というのは、率直に申しまして、本局機能のまさに一部を担当して日本銀行さんへ持つていくところでございますので、あれがもしほかのところへ行つたらどうなるかということを考えますと、私はオーケーという心境にはないということ、これを素直にお答えをしておるところでございます。

○鈴木和美君 大臣、どうぞ結構でございます。

そこで、私はもう一つ事務当局にお尋ねします、この金貨の十万円というものが四世帯に一枚、つまり一千万枚ということなんですが、大体補助貨幣というものは、現在の通貨法から見ると、退職というふうなものをあらかじめ前提にして法律が組まれているものではないですね。すべてが市場に回るといふことが現在の通貨法の私は前提だと思ひます。そこで、この今回出される金貨は、好むと好まざるにかかわらず、引きかえが行われると退職というふうなものになつていくんじゃないのかなと、現在の金の動向などを

見て私は感ずるんです。

そこで、どのくらい退職になるんだろうかというこの予測と、現在の通貨法上の問題の疑念についてお答えをいただきたいんです。

○政府委員(窪田弘君) 御指摘のように、確かにこの記念貨はかなりいいと思います、もうほとんど記念にしまつておかれることになるのではないかとと思ひます。そういう点で今補助貨の制度とは若干問題があることは御指摘のとおりだと思ひます。

ただ、オリンピックの記念銀貨以来記念貨というのをやらせていただいておりますし、これは我が国だけでなくて世界的にこういう記念貨幣はつくられておりますが、やはりそれもかなりの程度退職されているようでございます。したがって、この補助貨の通常の役割から見ますと確かに御指摘のような問題がございしますが、そうしばしばあるものでもございせんし、こういう記念貨ということでお許しをいただけるのではないかと、こういうふうな考へておられる次第でございます。

なお、私冒頭に銀貨の量目を三十グラムと申し上げましたが、これはまことに勘違いしておりますして申しわけございません。やはり同じ二十グラムでございます。訂正をさせていただきます。

○鈴木和美君 これを發行することによつて、欲しがる人と言つた方がいひようか、欲しがる人と一千万枚との関係なんです、適当な数字であるというように認識しているのか、いや欲しがる人全部に与えることができないというふうに見ているのか、だぶつちやうんじやないかというふうに見ているのか、どの辺でございませうか。

○政府委員(窪田弘君) 例へば、この法律を願ひして御説明などをいたしますと、もう国会方面では一千万枚では足りないぞという声が圧倒的なのでございませう。

ところが、先般朝日新聞でアンケート調査がございましたが、これによりますと、買いたいとい

う人は一七%でございました。したがひまして、この数字を見まして案外少ないという感じもいたしました。それから専門の貨幣業者などの感じは、世界じゆうで一千万枚も同一種類の記念貨を出した例がございせん、破格に多いわけでございますから、ややこれは多過ぎるのではないかといい見方もございまして、本当のところはよくわかりませんが、しかし、新聞、雑誌等に見られますところから考えますと、かなりの人気を呼んでやや不足ぎみの方を心配しておくべきかなというふうな感じを持っております。

○鈴木和美君 先ほどの御説明で二百トン使うというところでございまして、私もよくは承知しませんけれども、大体世界の流通量というが、千四百トンぐらいに私は聞いておるんですが、二百トンの調達方法というんでしようか、それはどんなぐあいに調達しようとしておるんですか。

○政府委員(窪田弘君) 従来、金貨をつくらうとかという声は省内外ございしましたが、私どもが一番踏み切れなかつたところは、やはり金の調達が難しいという点でございまして、今回金貨に踏み切りましたときには、金の価格が非常に低下してきて市場も落ちついておるというところのほかに、日本銀行がかなり持つておるもので、いざとなればそれを使えばいいという考え方から踏み切らしていただいたわけでございます。

一般的に金の買ひ方は、市場から買ふのと、日本銀行保有の金を使う場合と、あるいは政府間、例へばアメリカの財務省から買ふというふうな場合もございませう、いろんな場合が考えられるわけでございますが、いよいよとなれば日銀の金を使えばいいという感じは今も持つておりますが、ただ、最近の金の市場から見ても、できたものは市場から買ひたいと考えております。ただ、買ひにつきましたは、法律を成立させていただきませんと契約する権限がございせんし、そういう話がまた金の市場を乱さないとも限らないものですから、そこは慎重に考へていかなければならないと思つております。

はどういうことをお考えになつてゐるのかお聞きして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○政府委員(窪田弘君) 例へば、週刊誌に出ておりましたが、昔の百円の銀貨を海外へ持つていつて持つてやるとか、あるいは今御指摘のようになつてゐるものが外国でつくられるのではない、いろいろの心配がございします。しかし、外国でつくられる分については、今の取締法がいろいろ刑法を初め貨幣の偽造についてはございまして、これを使つていくしかないわけではございしますが、何といつても、まず公平に行き渡るように配分するということが先決ではなからうかと思つております。

先ほど主計局の方からも御答弁申し上げましたように、十萬円の額面のうち素材価格というのは六萬円、あるいはそれを下回る程度でございしますから、これを持ち出して持つてぶすというふうなことはないかと思ひますが、しかし、記念貨として値段が上がつて、にせ金がつくられるというふうなことがあつてはならないわけではございしますから、ここはやはり基本的には配分を公平にやるといふことではなからうか。

御指摘の点については、なお研究してまいりたいと思つております。

○鈴木和美君 終わります。

○委員長(山本富雄君) 午後五時まで休憩いたします。

午後零時五十分休憩

午後五時六分開会

○委員長(山本富雄君) ただいまから大蔵委員会を再開いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。本日、桑名義治君、赤桐操君、鈴木和美君及び竹田四郎君が委員を辞任され、その補欠として太田淳夫君、菅野久光君、上野雄文君及び安永英雄君が選任されました。

○委員長(山本富雄君) 休憩前に引き続き、天皇陛下御在位六十年記念のための十萬円及び一萬円の臨時補助貨幣の発行に関する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願ひます。

○多田省吾君 私、初めに大蔵大臣に円高問題で、二、三お尋ねしておきたいと思ひます。

円高が急速に進みまして、本日一ドル百六十六円六十五銭まで進み、日銀の数億ドルの介入によつて百六十七円八十五銭をわらずといふところまでこぎつけた、こういう状況だそうではござい

また、六十年度の貿易収支黒字幅も五百数十億ドルと、政府見通しよりもかなり多くなつております。これは原油価格の下落や急速な円高、それからドルベース輸出の額がふえてしまふといふゆる「Jカーブ」効果等の現象によるものでございします。しかし、それ以外には貿易構造の中で、自動車等は昨年度に引き続きまして二百三十五万台、自主規制枠でございしますからこれは数量は減らない。また、円建てでもありますのでドルの価格は相当急上昇する。半導体におきましても、ダンピング訴訟等を恐れて、どうしてもこれは量もふえるしドル価格も上昇せざるを得ない。また家電業界も、VTR、コンパクトディスクあるいはステレオ等アメリカにないものがどんどん輸出されておりますので、これも対米輸出の主力商品ですからどうしても数量は減らない。ですから、ある説には、円高が進めが進むほど貿易黒字は上る一方ではないか、こういう説すらあるわけではござい

また、円高が急速に進み過ぎる、これはどうしても日本の経済を守るためにも、総理が午前中答弁なさつたところでありますが、協調介入あるいは単独介入をやるべきだ、このように思ひます。しかし、レーガン大統領等も、今日の円高に対しては妥当だとかあるいは歓迎だとか、そういう意向を示しておりますので、アメリカのいわゆる協調介入といふことは望み薄であらうと思ひますが、大蔵大臣として御決意はいかがでございしますか。

○國務大臣(竹下登君) かなり急速にドルの全面安が進んでおります。この為替相場の動きはかなり急速だといふふうにも私も問題意識はひとしくいたしております。

為替相場で一番大事なことは安定ということではございします。相場の安定のためには、結論から言いますと、今内需のお話が出ましたように、日本が内需を拡大し、あるいはアメリカが財政赤字を削減し、高金利時代からさよならをし、そしてヨーロッパが雇用関係の改善をするといふようなことが基本的には政策協調として望ましいと思ひております。

動きが急に過ぎて乱高下と判断される場合には、適時適切に介入をすることといたしております。ただ、具体的にどのような場合に介入するか、また協調介入を行うかどうか等につきましても、為替相場への影響等もございしますので、発言を差し控へさせていただきますと思ひますが、今後とも為替相場の動向を十分注意して、あらゆる対処の構へは絶えずいたしなうな課題だといふふうに思つておるところであります。

また、今御指摘がありましたように、「Jカーブ」効果、要するに、アメリカでつくつていないものはまだ値上げしてもどんどん売れるわけではございしますが、数量ベースが落ちてきたといふことが、中長期的には為替の影響が出つたといふふうにも思つております。そして、おつしやいまして、原油価格の下落、三月末で着いたのはまだ二十二ドルぐらゐのものでございしますけれども、だんだん安いものが入つてまいりますと、

いわば一番高いときの半分払えばいい、こういうことになれば、お説のように、その理由によつてまた貿易黒字の問題が存在するといふことも、各国に対しても今からそのことは十分理解を得ておかなければならない課題だといふふうにも考えております。

○多田省吾君 この問題はまだ御質問したいのでございしますが、天皇陛下御在位六十年記念のための十萬円及び一萬円の臨時補助貨幣の発行に関する法律案について若干御質問をいたします。

今回の記念貨幣の発行につきましては、昨年暮れに、大蔵省といたしまして天皇記念貨幣検討の懇談会を開かれたといふことではございしますが、やはり広く国民の声を聞くといふことは大事だと思ひます。この会合は何回開かれ、そしてまたどういふ内容のお話があつたのか。また、この記念貨幣の意義についてお答えいただきたいと思ひます。

○政府委員(窪田弘君) この会合は昨年の十二月九日に開きましたが、それは十二月九日の一回限りでございします。

そのときいただきました御意見は、大御申ししますと、金貨幣の発行を大いにやつたらいいではないかといふ積極的な評価がございました。それから、その場合、高品位である程度の大きさを持つた、つまり立派なものをつくつた方がいい。この額面をどういふふうにするか、五萬円にするか十萬円にするか私どもは迷つておりましたので、が、やはり金貨ともなれば十萬円ぐらゐの立派なものがないといふ御意見が大勢でございました。

ただ、それでございしますと、かなりの高価でございしますし、また発行枚数にも限度がございしますので、金貨幣とあわせて銀、白銅の記念貨幣を発行することが適当であらう、こういう御意見が多くございしました。

また、デザインにつきましては、金貨といふのは長く歴史に残るものでございしますから、今の日本の文化の水準をあらわすような立派なものにすべきである、こういう御意見をいただきました。

この会合自体は一回だけでございますが、しかし、ここに御参加いただいた先生からはその後いろんな機会に御指導をいただいております。

この発行の意義でございますが、やはり天皇御在位六十年というまれな御慶事を記念するというこのために発行することとした次第でございます。

○多田省吾君 先ほどの質疑でも、収入が多過ぎるのではないかと質問に對しまして、あくまでも記念が先行であり、収入は結果であるという御答弁がございました。

収入につきましては、金、銀、白銅合わせて三千七百億円である。そのほかに補助貨幣回収準備資金として百分の十、これは千二百二十五億円だと思ひますが、ほとんどこの記念通貨は回収というような必要はなからうというのを考えますと、ある時期にまた六十一年度も含めて一般会計に繰り込まれるお金であると思われまふ。そうするとやはり合わせて四千八百二十五億円一般會計に入ってくるのではないかと。そのほかに、もし仮に金が安く購入できて、今一グラム千九百数十円ですとか、そんな値段で全額買えるとは思ひませんけれども、買えるとしたら三千円程度を予定していいから、一グラム千円ずつ浮く勘定でございまして、そうしますと二千億円浮きまして、合わせて六千八百億円ほど一般会計に入る勘定になると、このように思われますけれども、その計算はいかがですか。

○政府委員(窪田弘君) 御指摘のように、もし安く買えますればそういう結果になるわけでございますが、冒頭にございました補助貨幣回収準備資金に入れる分をやめればというお話につきましては、補助貨幣回収準備資金は、引きかえまたは回収に充てるほかに、造幣局の事業に使うという目的もございまして、五十七年度までは、市中に流通している額と同額を準備資金に積むという制度でございましたが、法律改正をお願いいたしましたし、現在は市中に発行されている額の一〇%まで縮減をいたしましたのでございます。これは補助貨幣全体としての引きかえと造幣事業に要します経費に充てるものでございまして、記念貨の分だけやめるというわけにはなかなかまいらなと思ひます。したがっていましてその分は省略するわけにはまいりませんが、御指摘のように、金が実際に幾らで買えるかによりまして一般会計繰入額がかわつてまいりますのは事実でございます。

○多田省吾君 私は、補助貨幣回収準備資金をやめればという質問はしてありません。一たん入るでしょう。しかし、回収準備等でそんなに使われないでしようから、将来一般会計へ繰り入れるようなことになればと、そういうことを申し上げたわけなんです。ちなみに、六十一年度の予定といたしまして、準備資金現在額が九千二百一十一億円ありまして、一般会計へ四千三百九十九億円繰り入れるということになっておりますので、その辺も考えて申し上げたわけなんです。

それはそれといたしまして、今後の問題として、このような記念貨幣発行が今後もあり得るのか、考えられる種類と規模について、今念頭にございましたらその見通しをお聞かせいただきたいと思ひます。

○政府委員(窪田弘君) 記念貨幣の発行につきまして特にはっきりした基準はございせんが、今まで発行いたしましたものは、オリンピックの關係でございまして、あるいは天皇陛下の御在位五十年の場合、それから内閣制度発足百年、こういう国民的に記念になる大きな節目の場合にやらせていただいておりますが、今後もこういった記念貨幣の発行にふさわしい行事がございすれば、今後も発行していきたいと考えております。

○多田省吾君 先ほどの質疑でも、金が二百トン購入されるわけでございますが、ある場合は日銀の保有金を使う場合もある、このように御答弁がございました。現在日銀の保有金は七百五十トンと聞いておりますが、アメリカは八百四十トン、西独は二千九百五十トン、フランスは二千五百四十トン、英国は五百九十トン、このようになつております。日銀の金保有につきまして、公的

金準備量、今の七百五十トンは諸外国に比べて大変少ないわけでございますけれども、これをどう考えておりますか。

○政府委員(窪田弘君) 確かに諸外国と比べても少のうございしますが、現在すぐこれが要するというわけでもございせんが、もし金が暴騰して値段が上がるような場合は一時それを使わしていただくとか、いわばラストリゾートとして、後ろ盾としてありますので、この金貨の発行もそう支障なくできるのではないかと、こういうふうな考えでいるわけでございます。まだ日銀の金を使うと決めているわけではございません。

○多田省吾君 心配されるのは、この春から秋にかけて二百トンの金を購入することになりまして、金の相場が急騰するのではないか、こういうおそれがあります。この価格暴騰を防ぐために日銀の保有金を使う場合もあるとか、こうおっしゃっているわけではございません。また、ある場合は政府間取引でアメリカ等から借り入れる場合もあるという御答弁もございました。きょうあたりは一グラム千八百九十二円だ、このように聞いておりますが、私は、やはり金の暴騰はあくまでも防がなければならぬ、しかも二百トンというわずかな年間で日本が購入する金の量というものは莫大なものである、このように思ひます。この辺のお覚悟をお聞きしておきたい。

○政府委員(窪田弘君) 先週以来この法案の審議をしていただいておりますが、金の調達に關するお話がたびたび出ます。そういう段階で果たして市場にどういふ影響があるかと心配してございまして、今お話しした千八百九十二円というのはきょうの午前の相場でございまして、午後は一層円高の影響もあると思ひますが、値下がりをしていまして、一グラム千八百七十四円ということに非常に安定をいたしておりますので、まず支障なく調達できるのではないかと。もちろん御指摘のように、暴騰するようないふことがないように慎重に調達をしてまいりたいと考えております。

○多田省吾君 これは念のために、十万円金貨を例にとつて、いわゆる原料コストとかあるいは製造コスト、それから雑費とか補助貨幣回収準備資金への投入、収入が幾らあるのか、この辺の内容をお知らせいただきたい。

○政府委員(窪田弘君) 一枚十万円の内でございますが、原材料費、これは金の素材価格でございますが、約六万円でございます。その他、この金の調達をするにつきましては、造幣特別會計が資金運用部特別會計から一時借り入れをしてこのお金を調達いたしますので、その金利その他の経費が約三万円かかります。それから、今お話がございました補助貨幣回収準備資金に一〇%に当たります一万円を繰り入れます。したがって、残りまして二万七千円程度が一般会計への繰入額、こういうふうな想定をいたしております。

○多田省吾君 この金地金の調達に六万円、すなわち一グラム三千円という金額はどのようにして算出されたのですか。

○政府委員(窪田弘君) 昨年予算編成時の市場価格をもとにいたしまして、過去の趨勢値を乗じまして、それに保険料、運賃等の諸掛かりを加算いたしますと大体三千円程度に相なるわけでございます。

○多田省吾君 過去何年の平均をとられたのですか。

○政府委員(窪田弘君) 十年の平均上昇率をとっております。

○多田省吾君 普通の場合は過去一年の平均価格等をとられるのが普通なのに、今回に限って、この金の価格に限って過去十年の平均をとられたというところはちよつと私ども腑に落ちませんけれども、これはどういふわけですか。

○政府委員(窪田弘君) これは、金は非常に価格変動の大きいものでございまして、短期間をとりますと非常に変動率に変化をいたしますので、長くとりまして趨勢値を見込んだということでございます。

○多田省吾君 特に、十万円金貨の配布につきましては、先ほども御質問があったわけでござい

微としての天皇、これは国家機関ですね。あと、そういうかわりをするのであれば、これは摂政です。ね。そうでなくて、かわりと言うけれども、それがあくまでも国をいわば代表して行く形ですよ。となれば、どういう国家機関として行くのか。外務大臣は外務大臣という一つの国家機関ですね。ところが、象徴のかわりというたつてそんなのは憲法上ないんだから、それがどういう根拠なのか。行けるか行けないかという憲法論はまた後でしましょう。私が聞いたのは、その前提としてどういう機関なのか、そこなんです。

○政府委員(山本博君) その辺私からお答えするのが、宮内庁としてお答えするのがいいかどうかちよつと疑問でございますが、やはり公的行為というのは、象徴たる天皇の地位の、何というか、反映といましてそういう行為があると言われているところでございます。その意味での天皇の御行為、それが天皇としては事実上外国にいらつしやれないという御事情があつた上での、そのかわりに行けということであらうというふうに存じます。

○近藤忠孝君 宮内庁に關係するのは、宮内庁法第一条で、「宮内庁は、内閣総理大臣の管理に属し、皇室關係の国家事務及び政令で定める天皇の国事に関する行為に係る事務を」云々ということとで、ここで国事に関する行為でないことは答弁で明らかですね。となりますと、ここで言う、宮内庁もこれはかわりを持つわけだから、この場合に、皇室關係の国家事務に当たるのかどうかというところで宮内庁がそれにかかわるのか、その点どうですか。

○政府委員(山本博君) 宮内庁といましては、ただいまお読みになりましたようなことが宮内庁法に規定されていることはそのとおりでございますが、やはり天皇及びそれを取り巻く皇族、これは特別な地位が皇室典範その他で認められているわけでございますが、そういった方々のお世話を、その意味においては国家事務の一環であると思ひます。

○近藤忠孝君 そうしますと、ここで言う国家事務というのは、そういうある意味では実質的な中身を持ちますね。そういう中身まで踏み込んでこれではできないのかどうか。いわばこれは国政に関する権能になつてしまふんですね。そんなことまで宮内庁が一緒にやるのかどうか、この点をお答えいただきたいと思います。

それからもう一つは、我が党は、これは断じてなすべきでないということで、先日これに対して宮内庁長官に直接申し入れに行きました。今言つた二点、特に、皇太子の意思によつて行くのかどうか、それからもう一つは、宮内庁がこんなことを、これは憲法上の範圍外のことなんだから、こんなことに対して関与していいのかどうか、この点について回答を求めたんですが、この点はどうですか。その点についてもあわせてお答えいただきたいと思ふんです。

○政府委員(山本博君) 宮内庁が天皇を初めとする皇族の方々の一般のあらゆるお世話をする、これはやはり国家事務。そういうものが必要であるというところの憲法の考え方に基づいて存在されるわけでありまして、それをいろいろお世話することは、これは当然この宮内庁法で規定されている中身に入ると思ひます。これは宮内庁の権限としてずっと列挙されておりますことをお読みいただければ明らかのことであらうと思ひます。その意味におきましては当然お世話をすることが第一点。

それから第二点の御質問でございますが……
○近藤忠孝君 申し入れに対する回答。
○政府委員(山本博君) 申し入れというのはいたしましたが、その御回答というのは、考え方の基礎はただいま私の申し上げたことと同じであらうと存じます。
○近藤忠孝君 公党が正式に申し入れて回答を求めておるんだけれども、これはいつ回答するんですか。
○政府委員(山本博君) しかるべきときに回答することにならうと思ひます。

○近藤忠孝君 しかるべき時期というのは、五月のいろんな行事が終わつてからということになると、これは全く無視と同じですね。どうなんですか。これは私に対してじゃなくて、日本共産党中央委員会に対してひとつ回答を速やかにすべきだと思ひますけれども、その点のまず答弁をいただきたい。それが宮内庁です。

最後、大蔵大臣、全然質問しなかつたんで一つだけ質問しますと、中曾根さんがこれを祝うのは当然だと言う中に、戦前天皇は立憲君主制で自分の判断はなかつたというんです。ところが戦前は立憲君主制じゃないんですね。立憲君主制の立場に立つた美濃部達吉博士の天皇機関説、これが発禁処分になつて、結局美濃部さんも貴族院から追放される。そして結局、一時期そういう解釈の方向が出た時期もあつたけれども、昭和に入つてからは完全に明治憲法の天皇絶対制のもとで天皇が最高権力者、最高指導者として、まさに開戦の決断まで判断をしたんですね。ところが中曾根さんはこれを、立憲君主制でそんな判断というものはしなかつた、めくら判だということですが、そう考えるのか。

特に、私が今指摘した天皇機関説が弾圧されていた過程から見まして、その点について、少しは中曾根さん——中曾根さんはやっぱり皇国史観ですから、これは大分古い考えですね。これからのニューリダーはそうであつてはぐあいが悪いんで、ひとつ大臣の答弁をお聞きして、質問を終わります。

○國務大臣(竹下登君) 今回の祝賀は、天皇陛下が御即位されてから六十年間という長期の間在位しておられるということと、あわせて御長寿をお祝い申し上げようとする。
戦前と戦後とは天皇陛下のお立場には大きな変化があられましたが、天皇陛下が常に国民統合の大切な支柱であられたということには変化はなかつたというふうに思つております。陛下は、立憲君主制のもとにおいて、君臨すれども統治せずということが衆議院でも御議論になつておりまし

たことをつけ加えて、お答えとさせていただきます。

○政府委員(山本博君) ただいまの御意見、十分心得させていただきます上措置をしたいと思います。

○近藤忠孝君 終わります。

○委員長(山本博君) この際、委員の異動について御報告いたします。
本日、福岡日出磨君が委員を辞任され、その補欠として杉元恒雄君が選任されました。

○青木茂君 一問だけ伺ひます。
幾ら記念通貨といえ、補助貨幣は補助貨幣ですから、補助貨幣が十万円、少しきつじんじやないか。庶民もみんな手に入れて本当にお祝ひのできる、国民みんながお祝ひのできるぐらいの金額にした方がいいんじゃないかという気がして仕方がない。一万円があるじゃないかと。それは貧乏人は麦を食ふ論と同じになつてしまふんだから、一番高いものでも庶民が本当に買えてお祝ひのできる金額にした方がいいと私はかねがね思つていたんだけれども、そういう発想はございませんでしたか。

○政府委員(窪田弘君) 昨年の秋の貨幣大試験のときにこれを新聞記者発表いたしましたときに、そういうふうな御意見も新聞記者の間からありました、これは五万円がいいではないかと。そこで先ほど申しました懇談会で御意見を伺つたわけでございますが、私もから御説明いたしまして、例えば五万円にすると今の十玉玉程度の大きさになつてしまいます。十万円でございますと、金の量からいって五百玉あるいはちよつと大きいぐらゐになる。それで皆様方の御意見は、どうせこういうお祝ひで金貨をつくるにはやはり立派なものにした方がいいんじゃないかということが大勢でございました。しかし、それだけでなく、やはり一萬円の銀貨、五百円と合わせて七千万枚という従来の記念貨と同じ枚数を出させていた

たことをつけ加えて、お答えとさせていただきます。

くということではないかというのがその懇談会の大勢でございましたから、そうさせていただきます。

○青木茂君 終わります。

○委員長(山本富雄君) 他に御発言もなければ、質疑は終了したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(山本富雄君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○近藤忠孝君 私、日本共産党を代表して、「天皇陛下御在位六十年」記念のための十万円及び一萬円の臨時補助貨幣の発行に関する法律案について、反対の討論を行います。

本法案は、中曽根内閣が今年天皇在位六十年を記念して行なう一連の天皇制美化キャンペーンの重要な一環として出されているのであります。

本法案による十万円の金貨発行、一萬円の銀貨発行などは、補助貨幣として全く異例の高額貨幣であり、そもそも初めから貨幣としての流通は予想されていないのであります。結局これは、大蔵省が天皇在位六十年にあやかっつて高額貨幣を発行し、額面と製造費との差額三千七百億円を財政のつじつま合わせのために確保しようとするもので、財政困難に陥つた江戸末期の幕府がたびたび行つた貨幣悪鑄に等しいものであります。

中曽根総理は、天皇在位六十年を祝賀する理由として、天皇は元来平和主義者で、戦争を回避するために努力されたとか、戦前も君臨すれど統治せずであつたとか、二千年近い歴史において国民の中心であつたなどと言っているものであります。が、いずれも史実に反するものであり、皇国史観とも言うべき特殊で非科学的な歴史観に基づくものであります。

戦前の天皇が、国家主権はもろろん、軍隊の統帥権、宣戦布告、法律の認可、公布、議会の召集、解散などの権限を一手に握つた絶対主義的天皇制

であり、中国侵略から太平洋戦争に至る重要局面で、常に戦争を拡大し促進する上で大きな役割を果たしたことは覆うことのできない歴史的事実であります。

戦後、主権在民を明確にした新憲法において、象徴天皇制という形で温存された天皇は、「国政に関する権能を有しない」という憲法の規定を踏み越えて、皇室外交を繰り広げ、国政に関する言動を繰り返しており、今また天皇の名代として皇太子が韓国を訪問する計画が進められるなど、天皇、皇室の国政への関与はますます深くなつていっているものであります。

さらに、自民党歴代内閣は、みずからの政権の安定のためにこの天皇制を政治的に利用してきたのであります。今回の在位六十年祝賀も、参議院選挙を有利にし、自民党政治の延命と中曽根首相自身の三選の条件をつくり出し、さらには、戦後政治の総決算として憲法の改悪と天皇の元首化を図ろうとする企ての一環をなしているものであります。

日本共産党は、戦前戦後一貫して侵略戦争に反対し、主権在民を現憲法に盛り込ませた政党として、このような天皇制美化のキャンペーン及びその一環として行われる臨時補助貨幣の発行には断固反対であることを明確にし、討論を終わります。

○委員長(山本富雄君) 他に御意見もなければ、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(山本富雄君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより採決に入ります。

天皇陛下御在位六十年記念のための十万円及び一萬円の臨時補助貨幣の発行に関する法律案を問題に供します。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(山本富雄君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(山本富雄君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時四十八分散会

昭和六十一年五月七日印刷

昭和六十一年五月八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K